同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0244
M_{16} ＝ 0.0246
M_{17} ＝ 0.0249
M_{18} ＝ 0.0238
M_{19} ＝ 0.0238
M_{20} ＝ 0.02394
M_{21} ＝ 0.02302
M_{22} ＝ 0.0237
M_{23} ＝ 0.0231
M_{24} ＝ 0.0226
M_{25} ＝ 0.0226
M_{26} ＝ 0.0221
M_{27} ＝ 0.0089
M_{28} ＝ 0.0102
M_{29} ＝ 0.0020
M_{30} ＝ 0.00162
$M_{元}$ ＝ 0.00107

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のう

いて同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0245
M_{16} ＝ 0.0247
M_{17} ＝ 0.0249
M_{18} ＝ 0.0238
M_{19} ＝ 0.0238
M_{20} ＝ 0.02395
M_{21} ＝ 0.0243
M_{22} ＝ 0.0239
M_{23} ＝ 0.0231
M_{24} ＝ 0.0226
M_{25} ＝ 0.0226
M_{26} ＝ 0.0118
M_{27} ＝ 0.0090
M_{28} ＝ 0.0021
M_{29} ＝ 0.0020
M_{30} ＝ 0.00162

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のう